

広報

ひこね



災害に備えて



災害に備えて



彦根市地域防災計画を知っていますか？

彦根市地域防災計画とは、市や防災関係機関、市民や事業所の皆さんが果たすべき責務と役割を定めているものです。
同計画は、平成7年の阪神淡路大震災を機に抜本的に改定して以降、近年の社会状況の変化に対応させながら、毎年修正を行っています。



計画を抜本的に見直しました

平成23年の東日本大震災では、従来の防災対策の想定を超える規模の災害となったため、国や県で防災の取り組みや計画の見直しなどが、より進められています。市は、この彦根市地域防災計画の実効性をより高めるため、平成27年度に実施した防災アセスメント調査結果や、最新の国や県の動向を反映して、計画を見直しました。
今回の特集では、見直された計画の内容とともに、いつ起こるかわからない災害に備えて、市民の皆さんに今一度確認していただきたいことを紹介します。

見直しポイント① 風水害の被害想定

100年に一度の大雨が発生した場合

市内を流れる一級河川の愛知川・宇曾川・犬上川・芹川のほか、小さな川や水路が、100年に1回程度起こる大雨によって氾濫することを考慮して、被害想定を算定しました。
浸水深（洪水などによって家屋などが浸水する深さ）が2m以上に及び世帯は、約2,300戸にもなる予想されています。

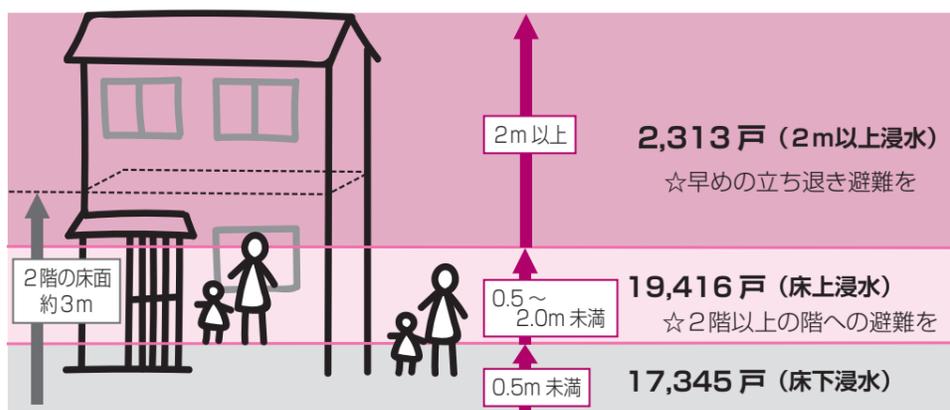
予想される最大の被害

要避難者数（※1）**9,063人**

浸水被害者数（※2）**38,935人**

※1 2m以上の浸水または家屋流失
※2 床上浸水以上の被害

【浸水想定戸数】



市内でこれだけの戸数が浸水する可能性があるんです！



出典：彦根市防災アセスメント調査報告書（平成28年3月）

見直しポイント② 地震の被害想定

鈴鹿西縁断層帯地震が発生した場合

市の北東側には、「鈴鹿西縁断層帯」と呼ばれる断層帯があります。
この断層帯のずれによって地震が起きると、市全域で震度5強以上、一部の地域で震度7にもなる予想されています。

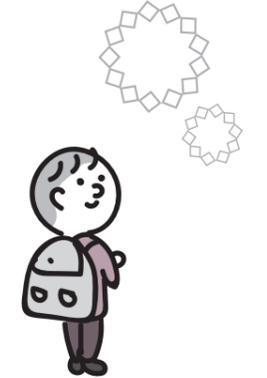
予想される市内の震度	震度 5強～7
予想される最大の被害	全壊 6,321棟 半壊 11,565棟 焼失 1,391棟
	死者 403人 負傷者 2,723人 (うち重傷者629人)
	避難所避難者（1日後） 11,753人 (※3)（1週間後） 18,768人
	全避難者（1日後） 19,589人 (※4)（1週間後） 37,536人
	帰宅困難者 11,812人

- ※3 自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者
- ※4 避難所または避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中などへの避難者



見直しポイント③ 原子力対策編の追加

東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質による汚染は30kmの範囲を超え、また、発電所を中心とした円状の拡大とはならず、風向きと雨に影響を受けました。
本市は、福井県に立地する最寄りの原子力発電所（美浜発電所）から約50kmの距離に位置しています。確率は低いものの、気象条件によっては放射性物質の放出に関する影響が生じることも考えられます。
万が一に備えて、新たに原子力災害対策を同計画に位置づけました。



今日から、すぐにできること

□ 住んでいる地域の危険性、指定緊急避難場所を確認しましょう



地震発生時は、自宅から避難場所までの道のりが普段と違い、通行できない場合もあります。実際に歩いてみるなどして危険箇所を把握し、安全なルートを確認しておきましょう。※学区内の施設に限らず、災害状況に応じて安全な近くの施設に避難しましょう。

□ 家具・家電を固定しましょう

建物が無事でも、家具などが転倒すると、下敷きになってけがをしたり、避難経路をふさいだりしてしまいます。家具・家電を固定しましょう。



家具の転倒防止

□ 備蓄品・非常持出品を備えましょう

- ▶ 備蓄品は、最低限 3 日分の水や食糧品を用意しましょう。
- ▶ 非常持出品は、ひとまとめにし、すぐに持ち出せるよう玄関や寝室などに置いておきましょう。



□ 家族のルールを決めておきましょう

家族が離ればなれで被災したときを考えて、連絡手段の確認方法や災害時の役割分担などを考えておきましょう。



“ 災害情報の入手方法 ” を確認しましょう。

市では、ホームページやメール配信システム、ラジオなどで、正確な情報を速やかに提供できるようにしています。自身に合った情報の入手方法を確認しておきましょう。

□ メール配信システム

登録すると、災害情報や防犯情報などがメールで届きます。右の QR コードで表示されるメールアドレスに本文が空白のメールを送信すると、登録の手続きができます（詳細は彦根市ホームページをご覧ください）。



エフエムひこね (78.2MHz) やテレビ (d ボタン) で被害状況や避難情報を確認しましょう。

災害発生のおそれがあり、立ち退き避難をするとき



■ 地震・洪水・土砂災害の場合



→ 学校などの屋内へ

■ 地震・大火の場合



→ 駐車場などの屋外へ

災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定しているので、どの災害の時にどこへ避難するべきなのか、普段から確認しておきましょう。

例えば、風水害の場合、洪水や土砂災害のおそれがない頑丈な建物などです。施設の一部のみが指定されている場合があるので、注意してください。（例：2階以上、教室に限る、など）。

切迫した災害の危険から一時的に身を守るための安全な施設または場所。

災害種別ごとに異なる指定緊急避難場所



見直しポイント④

わたしたちの避難場所

名称と避難場所の変更を行いました。どこに逃げるべきか、今一度確認をしましょう。

名称と避難場所の変更を行いました。どこに逃げるべきか、今一度確認をしましょう。

ピックアップ!



災害種別ごとの指定緊急避難場所などの見直しを行いました。詳細は、水害ハザードマップ・地震ハザードマップを確認しましょう！（広報ひこね7月15日号と同時に全戸配布する予定です）

避難生活が長期化するとき

市内の小学校が指定されています。指定緊急避難場所を兼ねているため、避難生活が長期化する場合は、引き続き指定避難所として利用します。

一定期間滞在して避難生活を送る場所。

指定避難所



屋外にいる場合

- ▶ 近くにあるできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する
- ▶ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る

屋内にいる場合

- ▶ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する

※着弾後は、テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努め、落ち着いて行動しましょう。

詳細は、彦根市ホームページをご覧ください。

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合には、携帯電話に緊急情報が届くほか、エフエムひこねからも緊急放送が流れます。弾道ミサイルは、発射からわずか数分で着弾します。緊急情報を入手したら、直ちに次の行動をとってください。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとる行動

注意点

▼ 福祉避難所は避難生活が長期化する場合に開設されます。市と協定を結んだ民間の介護福祉・障害福祉関係の施設等を、福祉避難所として開設します。

▼ 福祉避難所は避難生活が長期化する場合に開設されます。台風が接近して一時的に避難する場合は、開設されません。

▼ 災害時には、各福祉施設も被災することが予想されるため、協定を結んだ全ての民間福祉施設が福祉避難所となるわけではありません。開設される福祉避難所は、市からの情報を確認してください。

詳細は、彦根市ホームページをご覧ください。



▲ 介助者（家族など）は一緒に入れます

福祉避難所

高齢者、障害のある人などで、特別な配慮を必要とされる人を受け入れる場所。

熱中症に 気をつけましょう

困 健康推進課

熱中症の発生のピークは7〜8月です。熱中症は炎天下だけでなく、室内でも起こり、重度の熱中症の場合は命を落とすこともあります。予防法を正しく理解し、熱中症から身を守りましょう。



光を遮る、換気をする、必要に応じてエアコンや扇風機などを使用するなど、部屋に熱がこもらないように心がけましょう。

熱中症とは

高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能がうまく働かなかつたりすることにより、体内に熱がこもり、やがてめまいや吐き気、倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こる病気です。

熱中症の予防ポイント

- ①水分・塩分補給
のどの渇きを感じなくても、お茶や水などで水分補給をしましょう。多量の汗をかいた時は、塩分も少し補いましょう。
- ②室内環境を整える
すだれやカーテンで直射日

高齢者の熱中症

熱中症患者の約半数は高齢者（65歳以上）です。高齢になると暑さや水分不足に対する感覚が弱くなるために、室内でも熱中症になることがあります。

子どもの熱中症

子どもは体温を調整する機能がじゅうぶんに発達していません。地面の照り返しによ

り、感じる温度は大人より3℃以上高くなることもあります。のどの渇きも忘れがちなため、じゅうぶんな注意が必要で

臨時福祉給付金（経済対策分）の 申請期限は7月31日(月)まで

給付金の対象者には、通知文と申請書を送付しています。申請期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんので注意してください（郵送の場合は当日消印有効）。

※支給決定前に亡くなられた場合は、支給対象外です。

申請受付時間
月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分(木曜日は午後7時まで)

役所3階
申請受付時間
付金支給室 ☎0120-1528-90番、FAX 22-13998番

暑さに備えた体力づくり

バランスよく、規則正しい食事で夏バテを防ぎましょう。ウォーキングなどの運動や入浴などで、適度に汗をかき習慣をつけましょう。

服装を工夫する

通気性のよい衣服を着る、黒い服を避けるなどして涼しい服装で生活しましょう。外出時は帽子や日傘で日よけ対策をしましょう。

困 小・中学校 ウォーターサーバーで熱中症予防

熱中症予防対策として、市内の幼稚園、小・中学校に、ウォーターサーバー(写真)を設置しています。



▲ウォーターサーバーは嶽中島商事から提供いただいています。

休日のごみ等収集

困 清掃センター

7月17日(月・祝)は通常どおり収集を行います。困 清掃センターへの直接搬入はできません。
詳しくは「平成29年度ごみ等の収集カレンダー」で確認してください。
ごみは、収集日の午前8時までに決められた場所に出してください。

問い合わせ先 困 清掃センター ☎22-2734番、FAX 24-7787番

お待ちしています 市政への意見・提言

困 まちづくり推進室

市では、市民の皆さんの市政への参加をさらに進めいくために、市民の皆さんの考えをお聴きする「市政への意見・提言」の制度を設けています。

市の進めている施策や事業などについて、市民の皆さんの建設的な意見・提言をお待ちしています。

▼いただいた意見は、可能な

限り、担当部署から文書・電話などで回答します。

▼回答させていただくまでに、1か月程度かかる場合があります。

▼匿名の場合は回答しません。

▼意見をお寄せいただく方法

郵送の場合
市政に対しての意見を、左の封筒の裏面に書いてくださ

い。

記入後、封筒を切り取って、隅の「のりしろ」で貼り合わせてポストへ投かんしてください。切手は貼らずにそのまま

出してください。(封筒は広報ひこねに年2回掲載しています)

ホームページから投稿する場合

「市政への意見・提言」をクリックし、専用の入力フォームに意見などを書いて送信してください。

昨年度の集計結果をお知らせします

「市政への意見・提言」に、1年間で229人の皆さんから241の意見をいただきました。(平成28年4月～同29年3月受付分)

所属	件数	所属	件数
都市建設部	62	総務部	21
教育委員会	56	市立病院	6
市民環境部	47	議会事務局	3
産業部	47	選挙管理委員会	2
福祉保健部	36	消防本部	2
企画振興部	30	上下水道部	1
		合計	313

内容別件数では、左表のとおり都市建設部関連の意見が最も多く、その内容は道路の整備などについての意見です。

た。(意見の内容により、複数の部署が回答、拜読している場合があります) 意見総数より内訳別の表の総件数は多くなっています)

お寄せいただいた「意見・提言」は、市民の皆さんの暮らしに根ざした意見、提言として今後の市政運営の参考にします。貴重な意見をありがとうございます。

問い合わせ先 困 まちづくり推進室 ☎30-6117番、FAX 22-13998番、machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

のりしろ

料金受取人払郵便

彦根局承認

1059

彦根市元町4番2号

彦根市役所

企画振興部 まちづくり推進室

「市政への意見・提言」

係 行

のりしろ

やまおり

次のとおり封筒を作ってください

- ①キリトリ線(破線)に沿って切り、中央をやまおりにしてください。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずにそのままポストへ投かんしてください。

個人情報の取り扱いについて

個人情報については適正に管理し、連絡や回答の場合を除き、他の目的に利用することはありません。

について

行政相談委員・加藤さんが表彰されました

【市 まちづくり推進室】

このたび、彦根市区担当の行政相談委員・加藤三さんが、近畿管区行政評価局長から表彰されました。加藤さんは、長年にわたり定例相談所などでさまざまな困りごとの相談を受けて、相談者と行政との架け橋として尽力されています。

行政相談委員は身近な相談相手です

行政相談委員は、行政に関する苦情などの相談を受け付け、問題解決や要望などを聞いて、その実現に取り組みます。相談は無料で、予約不要です。お気軽に相談ください。

▼滋賀行政評価事務所「行政相談窓口」 ☎0570-090110番
問い合わせ先 市まちづくり推進室 ☎30-6117番
 FAX 22-13398番

はかりの定期検査

【市 地域経済振興課】

市内の商店、工場、医院、薬局などで取り引きや証明などの業務に使われている「はかり」は、2年に1回、精度を確認することが義務付けられています。

定期検査を次のとおり実施しますので、最寄りの会場で検査を受けてください。
対象 特定計量器を取り引きや証明に使用する人
費用 検査には、はかりの能

**介護保険
利用者負担額の軽減制度
をご利用ください**

【市 介護福祉課】

介護保険の利用者で所得の低い人を対象に、利用者負担額の軽減を行います。

- ①施設（介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設）またはショートステイ利用時の食費・居住費の軽減
 - ②社会福祉法人等による利用者負担軽減
- 申請すると、審査の上、該当者には認定証（確認証）を交付します。

再申請が必要です

【利用者認定証（確認証）の有効期限】

- ①7月31日（月）
- ②6月末（終日）

認定証をお持ちの人には、再申請の案内を①は7月初旬に送付します。②は送付済。軽減の継続を希望する場合は、改めて申請の手続きが必要です。

①の支給要件（②はお問い合わせください）

- ▼世帯全員が住民税非課税であること
- ▼被保険者と同一世帯に属さない配偶者も住民税非課税であること
- ▼被保険者および配偶者が所有する資産の合計額が2千



万円（独身の場合は一千万円）以下であること

【提出書類】

- ▼介護保険負担限度額認定申請書
- ▼本人（ご配偶者）の通帳のコピーなど（資産がわかるもの）
- ※通帳のコピーは2か月以内の記帳が必要です。
- 詳しくはお問い合わせください。
- 問い合わせ先** 市介護福祉課 ☎23-9660番、FAX 26-1768番

**介護保険
負担割合証が届きます**

【市 介護福祉課】

要支援・要介護認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証（8月1日から適用）を7月中旬に郵送します。

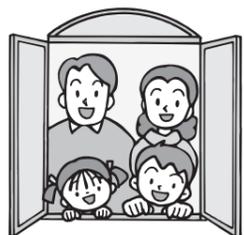
負担割合証には、介護保険サービスを利用する際の自己負担の割合が書いてあります。新しい負担割合証が届いたら、担当ケアマネジャーや、利用している介護サービスの事

**傍聴できます
彦根市障害者福祉推進
会議・専門委員会**

【市 障害福祉課】

「彦根市障害者計画」「彦根市障害福祉計画」の策定などを審議する会議と専門委員会を傍聴することができます。

- 日時** 7月7日（金）午後1時30分～同3時30分
- 場所** 障害者福祉センター（平田町）多目的室
- 対象** 市内在住の人
- ※事前申込は不要です。直接会場にお越しください。
- ※手話通訳などが必要な場合は、当日受付に申し出てください。
- 問い合わせ先** 市障害福祉課 ☎27-9981番、FAX 26-1767番



消費生活センターつうしん

第99回

**クーリング・オフは万能ではありません
店舗購入・通信販売は適用除外です**

私たち消費者は、必要に応じて、また、期待を胸に普段買い物をしています。しかし、期待した商品やサービスではなかった場合や強引に勧められた場合、支払ったお金を返してほしい、カードの決済を取り消したいと思うこともあるでしょう。

解約は、簡単とも難しいともいえます。例えば店舗購入や通信販売は、お店に行く、カタログを見て買うなど自分から動いて買い物をする。つまり、じゅうぶんに情報を得る時間があるため、クーリング・オフの適用除外になります。

一方、訪問販売や電話勧誘などは、突然勧誘されるため、消費者はじゅうぶんな情報を得られないまま契約してしまいがちです。そうしたとき、クーリング・オフを利用して解約できるのです。

彦根市消費生活センター

☎30-6144番（平日午前9時～正午、午後1時～同4時15分）

※今後の相談に役立てるため、相談受付時に、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業などの個人情報をお聞かせします。差し支えない範囲でご協力をお願いします。

消費者ホットライン

局番なしの「188」 ※メッセージの案内に従って、居住地の郵便番号を入力してください。最寄りの相談窓口へ電話がかかります。



問い合わせ先 市地域経済振興課

☎30-6119番、FAX 24-9676番

住所

フリガナ

氏名

電話番号

性別 男 女

年齢 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳以上

たにおり

国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ

④ 保険年金課

70歳以上の人の高額療養費自己負担限度額が変わります
 高額療養費制度は、1か月の医療費が高額になり、決められた自己負担限度額を超えた場合、限度額以上に支払った部分を払い戻す制度です。

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算します。
 ※3 過去12か月以内で上限額に3回以上達した場合、4回目から「複数回」に該当し、上限額が下がります。

適用区分	7月まで		8月から	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並歩 課税所得145万円以上の人	44,400円	80,100円(※2) (44,000円※3)	57,600円	80,100円(※1) (44,000円※2)
一般 課税所得145万円未満の人(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,000円※2)
住民非課税 II 住民税非課税世帯 I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
		15,000円		15,000円

8月診療分から、70歳以上の人の限度額が左上の表のとおり変わります。
限度額適用認定証の交付申請
 入院や通院で毎月の医療費が高額になる場合、あらかじめ「限度額適用認定証(認定証)」などを提示すれば、窓口での自己負担額の支払いを一定限度にとどめることができます(ただし、保険適用外の部分は自己負担が必要です)。
 認定証の交付を受けるためには申請が必要です。

▼ **限度額**
 病院に支払う自己負担額(月当たり)には上限が決まっています。上限額は年齢や世帯の所得に応じて異なります。

▼ **認定証の交付の対象**
 70歳以上の住民税非課税世帯の人、70歳未満の人

▼ **手続方法**
 印鑑・保険証を持って、国民健康保険課、支所、各出張所で申請してください。

▼ **すでに認定証をお持ちの人(認定証の更新について)**
 現在お持ちの認定証の有効期限は、原則7月31日までです。8月以降の更新に必要な手続きは次のとおりです。

国民健康保険に加入の人
 再度申請が必要です。国民健康保険に加入の人

保険年金課または支所、各出張所で申請してください。
後期高齢者医療に加入の人
 更新手続きは必要ありません。平成29年度も続いて住民税が世帯全員非課税の人には、8月以降の認定証を新年度の保険証に同封して7月中旬に送付します。

▼ **限度額を超えて医療費を支払った場合**
 限度額を超えて支払った医療費は、高額療養費として還付を受けることができます。請求手続きには領収書の原本が必要ですので大切に保管してください(対象者には通知を送付します)。

▼ **国民健康保険 高齢受給者証の更新**
 70歳から74歳の人には、保険証のほかに高齢受給者証を交付しています。
 現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、原則7月31日までです。新しい高齢受給者証は7月中旬に送付します。8月になっても新しい高齢受給者証が届かないときは、お

国民健康保険
 高齢受給者証の更新

国民健康保険
 高齢受給者証の更新

国民健康保険
 高齢受給者証の更新

問い合わせください。
 問い合わせ先 国民健康保険課
 ☎30・6112番、FAX 22・1398番

▼ **後期高齢者医療 保険証を送付**
 8月1日からの新しい保険証を7月中旬に送付します。簡易書留で送付するため、受け取りに受領印が必要です。現在、後期高齢者医療制度に加入している人の保険証が、びわ色(薄桃色)になります。8月1日以降は、今までの保険証(有効期限が平成29年7月31日になっているもの)は使えませんが、破棄していただくか、国民健康保険課にお返しください。

▼ **国民健康保険 保険料の計算**
 平成29年度の保険料は、同

▼ **後期高齢者医療 保険料額の通知を送付**
 平成29年度の1年間の保険料額や支払方法をお知らせする通知書を、7月中旬に送付します。

▼ **国民健康保険 保険料の計算**
 平成29年度の保険料は、同

▼ **国民健康保険 保険料の計算**
 平成29年度の保険料は、同

28年中の所得に基づいて計算します。
 ▼ **保険料率**
 被保険者均等割額 4万5,242円
 所得割率 8.94%
 年間保険料の上限額 57万円
 ※保険料率は2年に1度見直しされます。次の見直しは平成30年度です。

▼ **保険料の支払い方**
 特別徴収の人(通知書の特別徴収の欄に、金額の記載がある人)は、年金からの引き去りにより保険料をお支払いいただきます。

▼ **普通徴収の人の納付書**
 通知書と納付書は別々に送付しています。通知書と納付書の到着が前後する場合があります。納付書は年間分を一度に送付します。各納期までに金融機関やコンビニエンスストアなどでお支払いください。

▼ **国民健康保険 保険料の計算**
 平成29年度の保険料は、同

▼ **国民健康保険 保険料の計算**
 平成29年度の保険料は、同

彦根市保育士フェア 2017

保育士に興味や関心のある人、将来保育士になりたいと思っている人はお越しください。採用情報や各園の保育士と話せるブース、楽しい保育所の遊び体験コーナーなど盛りだくさんです。

日時 7月16日(日) 13:00~16:00
 場所 ひこね燦はれす(小泉町)多目的ホール
 対象 高校生、大学生、保育士資格のある人など
 費用 無料 申込 不要
 問い合わせ先 園幼児課 ☎23-9597、FAX26-1768



▲昨年行われた保育士フェア



多胎児家庭への対応を学ぶ子育て支援者研修会

▼ **内容** 多胎児(双子や三つ子など)家庭を支援するために心がけるべき対応などを学びます。
 ① 午前10時~午後0時30分(基礎研修)、②午後1時30分~同3時(実践交流) ③ 場所 園子どもセンター(日夏町)多目的室 ④ 対象 子育て支援関係者、多胎児家庭の人など ⑤ 定員 ①50人 ②20人(先着順、どちらかのみ参加可) ⑥ 費用 無料 ⑦ 申込期限 7月7日(金) ⑧ 申込・問い合わせ先 NPO法人ひこね育ちのネットワーク・ラポール ☎070・56

ひこねエコマーケット「夢畑」出店者・ボランティアスタッフ

▼ **日時** 7月16日(日) 午前10時~午後2時(雨天時は中止する場合がございます) ③ 場所 大手前第2保存用地および西中横保存用地(金亀町) ④ 出店料 1ブース500円 ⑤ 定員 40ブース(先着順) ⑥ 申込期限 7月10日(月)(必着) ⑦ 申込・問い合わせ先 園生活環境課 ☎5222・8501 元町4-2 ☎30・6116番 FAX27・0395番

夏休み日中一時支援事業ボランティア

▼ **内容** 障害のある子どもの、夏休み日中一時支援事業ボランティアを募集します。支援内容は、参加の子どもの保育や介助などです。④ 期間 7月21日(金)~8月27日(日) ⑤ 場所

※往復はがきの往信の裏面に①住所②氏名③電話番号④出店品目⑤出店者人数⑥搬入に使用する車両ナンバー⑦出店希望日を、返信の表面に①住所②氏名をそれぞれ書いて申し込んでください。※ボランティアスタッフについては、直接お問い合わせください。

ひこね燦はれす子どもせのびり体験教室

▼ **内容** ①絵がみ体験 墨と絵の具を使って手紙を書きます。②マグカップ作り パソコン操作の知識を学びながら、マグカップにデザインを施します。③ 日時 ①7月22日(土) 午前9時~同11時 ②同29日(土) 午後1時~同4時 ④ 場所 ひこね燦はれす(小泉町) ⑤ 対象 ①小学4~6年生 ②小学5・6年生 ⑥ 定員 各20人(先着順) ⑦ 費用 ①100円 ②200円 ③ 申込開始日 7月8日(土) 午前9時~ ④ 問い合わせ先 ひこね燦はれす ☎26・7272番、FAX26・7377番(月曜日は休館) ※直接窓口で申し込んでください。

夏、まてはらぶとや元気こ子

▼ **内容** 歌を歌ったり、手作りおもちゃでゲームなどをしたりします。③ 日時 7月22日(土) 午前9時30分~同11時30分 ④ 場所 南地区公民館(甘国町) ⑤ 対象 3~5歳の子どもの保護者(3歳未満の同伴可) ⑥ 定員 50組(先着順) ⑦ 費用 100円 ⑧ 申込期限 7月15日(土) ⑨ 申込・問い合わせ先 各小学校区の主任児童委員 ※連絡先は園社会福祉課 ☎23・9590番) ⑩ お問い合わせください。

シャボン玉であそぼう

▼ **内容** 大きなシャボン玉を作って遊びましょう。③ 日時 7月22日(土) 午後1時30分~同2時30分 ④ 場所 園ふれあいの館(八坂町) ⑤ 対象 幼児・小学生(幼児は保護者同伴) ⑥ 定員 20人(先着順) ⑦ 費用 無料 ⑧ 申込期間 7月1日(土)~同18日(火) ⑨ 持ち物 手拭きタオル ⑩ 申込・問い合わせ先 園ふれあいの館 ☎25・4452番、FAX47・5088番 ※電話、または直接窓口で申し込んでください。

ネイチャーアドベンチャー

内容 林道を徒歩で下りながら、樹木、草花、昆虫、野鳥、水生生物などの観察を行います。
日時 7月23日(日) 午前8時30分〜午後3時30分 ※雨天中止
場所 鳥居本町周辺(午前8時15分までに鳥居本地区公民館駐車場に集合)
対象 小学生以上(保護者同伴)
定員 25人(先着順)
費用 5000円
申込期間 7月3日(月)〜同15日(土)
持ち物 水筒、タオル、サンダル、簡易雨具、帽子、筆記用具、虫除けスプレー、おにぎりなどの軽食、双眼鏡など
その他 長袖・長ズボンを着用し、靴でお越しくください。
申込・問い合わせ先 「快適環境づくりをすすめる会」事務局(圃生活環境課内)
電話 30・6116番、FAX 27・0395番 ※電話またはFAXで申し込んでください。

記用具、虫除けスプレー、おにぎりなどの軽食、双眼鏡など
その他 長袖・長ズボンを着用し、靴でお越しくください。
申込・問い合わせ先 「快適環境づくりをすすめる会」事務局(圃生活環境課内)
電話 30・6116番、FAX 27・0395番 ※電話またはFAXで申し込んでください。

夏休み子どもプログラミング教室

内容 子ども向けに開発されたプログラミング言語を使って、楽しみながらプログラミングの仕組みを学びます。
日時 8月2日(水)、同3日(木)、同4日(金)(全3回) いずれも「午前の部」午前10時〜正午、「午後の部」午後1時30分〜同3時30分
場所 圃男女共同参画センター「ウィズ」1階会議室
対象 市内の小学4〜6年生
定員 各16人(午前・午後の部) ※申込者多数の場合は抽選
費用 3千円(3回分)
申込期限 7月22日(土)(必着)
申込・問い合わせ先 圃男女共同参画センター「ウィズ」(〒522-0041 平田町670)
電話 FAX 24・3529番 ※往復はがきの往信の裏面に、①受講希望クラス(午前または午後) ②受講者名、保護者名(いずれもフリガナ) ③学校名、学年 ④郵便番号 ⑤住所 ⑥電話番号 ⑦FAX番号、返信の表面に①住所②氏名をそれぞれ書いて申し込んでください。

ひとり親家庭の中学生対象

子どもの居場所づくり

学習支援を主とした、学校でも家でもない「第3の居場所」を開設します。大学生などのスタッフと一緒に学び、食事し、語り合い、子どもの生きる力を応援します。

日時・場所
①第1・3土曜日 11:00〜14:00 日夏里館(日夏町、旧日夏村役場)2階
②第2・4木曜日 19:00〜20:30 圃男女共同参画センター「ウィズ」(平田町)
7月は13日(木)、15日(土)、27日(木)に開催します
定員 20人(先着順) 費用 無料
申込方法 児童扶養手当受給資格の対象者には申込書を送付しています。詳しくは、圃子育て支援課にお問い合わせください。
持ち物 筆記用具、勉強に必要なものなど
問い合わせ先 圃子育て支援課 電話 26-0994、FAX 26-1768



たプログラミング言語を使って、楽しみながらプログラミングの仕組みを学びます。
日時 8月2日(水)、同3日(木)、同4日(金)(全3回) いずれも「午前の部」午前10時〜正午、「午後の部」午後1時30分〜同3時30分
場所 圃男女共同参画センター「ウィズ」1階会議室
対象 市内の小学4〜6年生
定員 各16人(午前・午後の部) ※申込者多数の場合は抽選
費用 3千円(3回分)
申込期限 7月22日(土)(必着)
申込・問い合わせ先 圃男女共同参画センター「ウィズ」(〒522-0041 平田町670)
電話 FAX 24・3529番 ※往復はがきの往信の裏面に、①受講希望クラス(午前または午後) ②受講者名、保護者名(いずれもフリガナ) ③学校名、学年 ④郵便番号 ⑤住所 ⑥電話番号 ⑦FAX番号、返信の表面に①住所②氏名をそれぞれ書いて申し込んでください。

チャレンジ! サマーキャンプ

内容 野外活動を通して、自然に親しむことを目的にキャンプをします。自然の中で遊んだり、野外炊事をしたり、わくわくドキドキの2日間を過ごしませんか。
日時 8月12日(土)午前11時〜同13日(日)午後3時30分
場所 圃教育委員会荒神山自然の家(日夏町)
対象 小学4〜6年生
定員 30人程度(先着順)
参加費 3,500円(自炊材料費などを含む)
申込期間 7月1日(土)〜同8日(土)
申込方法 電話で申込受付後、参加者には、詳しい案内を送付します。
申込・問い合わせ先 圃教育委員会荒神山自然の家
電話 28・1871番、FAX 28・1872番(月曜日を除く午前8時30分〜午後5時15分)



次のいずれかに該当する事業者
①女性の能力活用や職域拡大など、職場づくりに積極的な取り組みを行っている事業者
②家庭や地域活動と仕事との両立を支援するため、法を上回る独自の制度があり、その制度を活用している事業者
③その他、男女が共同して参画することのできる職場や地域づくりに積極的に取り組んでいる事業者
申込期間 7月3日(月)〜11月30日(木)(必着)
その他 表彰は平成30年4月頃です。選考委員会で審査を行います。
申込・問い合わせ先 圃人権政策課 電話 30・6113番、FAX 24・8577番 ※圃人権政策課や彦根市ホームページにある応募用紙に必要事項を書いて提出してください。

第66回彦根市美術展覧会 アートフェスティバル

美術展覧会と音楽との共演
出品作品
開催期間 9月10日(日)〜同17日(日) 午前9時30分〜午後5時(9月11日(月)は休館)
会場 所(ひこね市文化プラザ(野瀬町)
対象 市内、近隣市町(東近江市、米原市、愛荘町、犬上郡の各町)に在住か、市内に在勤・在学の人(中学生以下は除く)
募集部門と受付場所

入してください。
出品料 作品1点につき500円(高校生は無料)
搬入日時 9月1日(金) 午前9時30分〜午後8時、同2日(土) 午前9時30分〜午後3時
審査 彦根市美術展覧会審査員が審査します。
表彰 優秀な作品を表彰し「広報ひこね」などで紹介します。
作品の規格、その他の詳細は開催要項をご覧ください。
開催要項と出品申込書は、市役所、支所、各出張所、各地区公民館、ひこね市文化プラザ、市民会館などにあります。
応募・問い合わせ先 圃教育委員会文化振興室 電話 23・7810番、FAX 21・3080番

出品作品
開催期間 9月10日(日)〜同17日(日) 午前9時30分〜午後5時(9月11日(月)は休館)
会場 所(ひこね市文化プラザ(野瀬町)
対象 市内、近隣市町(東近江市、米原市、愛荘町、犬上郡の各町)に在住か、市内に在勤・在学の人(中学生以下は除く)
募集部門と受付場所

入してください。
出品料 作品1点につき500円(高校生は無料)
搬入日時 9月1日(金) 午前9時30分〜午後8時、同2日(土) 午前9時30分〜午後3時
審査 彦根市美術展覧会審査員が審査します。
表彰 優秀な作品を表彰し「広報ひこね」などで紹介します。
作品の規格、その他の詳細は開催要項をご覧ください。
開催要項と出品申込書は、市役所、支所、各出張所、各地区公民館、ひこね市文化プラザ、市民会館などにあります。
応募・問い合わせ先 圃教育委員会文化振興室 電話 23・7810番、FAX 21・3080番

入してください。
出品料 作品1点につき500円(高校生は無料)
搬入日時 9月1日(金) 午前9時30分〜午後8時、同2日(土) 午前9時30分〜午後3時
審査 彦根市美術展覧会審査員が審査します。
表彰 優秀な作品を表彰し「広報ひこね」などで紹介します。
作品の規格、その他の詳細は開催要項をご覧ください。
開催要項と出品申込書は、市役所、支所、各出張所、各地区公民館、ひこね市文化プラザ、市民会館などにあります。
応募・問い合わせ先 圃教育委員会文化振興室 電話 23・7810番、FAX 21・3080番

彦根市立病院 市民公開講座 「緩和ケアでできること」「がんと栄養・食事について」

日時 7月27日(木) 13:30〜15:00
場所 くすのきセンター(八坂町)
講師 緩和ケア科 黒丸尊治 医師 栄養科 大橋佐智子 管理栄養士
定員 60人(先着順)
費用 無料
申込期限 7月26日(水)
持ち物 筆記用具
申込・問い合わせ先 市立病院がん相談支援センター市民公開講座担当係 電話 22-6050(内線1255)、メール gansoudan@municipal-hp.hikone.shiga.jp ※電話またはEメールで申し込んでください。

制度が変わりました ひこね市民活動促進助成事業

市では、地域社会の新たな担い手として注目される市民活動団体が、自主的、自立的に行う社会貢献活動に対して、その活動に必要な経費の一部を助成することにより、市民活動を応援しています。
平成29年度から、事業の種類や助成金額の上限額を変更し、学生団体への助成項目を追加しました。

助成対象団体 ①NPO法人 ②ボランティア活動、その他の非営利活動を行う団体(自治会などは対象外)
※学生団体への助成枠を新たに設けました。
助成対象事業 市内で行う主に市民を対象とする社会貢献活動
助成金額など ①設立事業 ②企画事業 ③協働事業
※事業ごとに、市民団体・学生団体によって助成の割合や上限額が異なります。事業の内容など、詳しくはお問い合わせください。

交付の制限 ①1年度、1団体1事業 ②設立事業への応募は1団体1回限り ③他の補助制度などの支援を受けているものは対象外 ④平成28年度以前に3回助成を受けていても応募可(ただし、新規事業に限る)
申込期限 7月14日(金)(必着)
申込・問い合わせ先 圃まちづくり推進室(〒522-8501 元町4-2) 電話 30-6117、FAX 22-1398
※申請書に必要な事項を書き、添付書類を添えて圃まちづくり推進室に直接提出するか、郵送してください。案内チラシや申請書は、圃まちづくり推進室、支所、各出張所、各地区公民館、市内の各大学などにあります。また、彦根市ホームページからもダウンロードできます。



彦根ばやし総おどり大会
参加団体

＜内容＞「彦根 夏の陣」と銘打ち開催する一連のイベントのフィナーレを飾る「彦根ばやし総おどり大会」の出場団体を募集します。＜開催日時＞8月10日(木) 午後5時～同9時(踊りの予定時間は午後7時～同8時) ※これまでの開催日(8月8日)から変更になりました。 ※雨天中止 ＜場所＞銀座、中央、登り町グリーン通り、リバーサイド橋本の各商店街一帯 ＜対象＞次の項目を全て満たす団体 ▼10人以上 ▼プラカード・山車は片側一車線の範囲のもの ※衣装は自由 ＜費用＞無料 ＜申込期間＞7月1日(土)～同15日(日) ＜申込・問い合わせ先＞(公社)彦根観光協会(T522・0064 本町一丁目12番5号 四番町スクエアひこね街なかプラザ内) ☎23・0001番、FAX26・1991番 ※(公社)彦根観光協会にある申込用紙に必要事項を書いて申し込んでください。



指定管理者の募集

＜内容＞市では現在、35の公の施設で指定管理者制度を導入しています。平成29年度末で指定期間を満了する施設と、新たに同制度を始める施設について、指定管理者を募集します。＜対象の施設など＞左表のとおり ＜その他＞応募方法、応募期間、申請書類など

施設名	問い合わせ先
団男女共同参画センター	団人権政策課 ☎30-6113
彦根駅前第1自転車駐車場	団交通対策課 ☎30-6134
彦根駅前第2自転車駐車場	
彦根市宮河瀬駅前西口駐車場	
河瀬駅前東口自転車駐車場	
河瀬駅前西口自転車駐車場	
彦根市宮中央駐車場	団介護福祉課 ☎23-9660
団ふたばデイサービスセンター	
団中老人福祉センター	団地域経済振興課 ☎30-6119
ひこね燦ぱれす	
夢京橋あかり館	
金亀公園	団都市計画課 ☎30-6124
荒神山公園	
庄堺公園の一部(ばら園・しょうぶ園など) ※平成30年度から指定管理者制度を開始	



詳しくは、彦根市ホームページに順次掲載していきます。＜指定管理者に関する問い合わせ先＞ 企画課 ☎30・6101番、FAX22・1398番 ※施設に関する問い合わせは各担当課にお願いします。

***** 市職員を募集します *****

試験区分	人員	職務内容	受験資格・その他	試験日	受付期間・試験日など
上級一般事務 (育児休業代替 任期付職員※)	2人程度	一般行政事務	平成7年4月1日までに生まれた人	7月29日(土)	受付期間 7月3日(月)～同21日(金) (土・日曜日、祝日は除く) ※郵送の場合は7月21日(金)消印有効
初級消防職員	10人	消防業務(深夜を含む交替制勤務)	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人	9月17日(日)	受験申込書などの配布場所、受験の申し込み、問い合わせ先 団人事課(市役所4階) ☎30-6106、FAX22-1398
身体障害者一般事務	2人程度	一般行政事務	次の要件を全て満たす人 ①昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③介助人なしに職務の遂行が可能なる人 ④介助者なしに受験可能な人。 ※視覚障害による点字受験可	10月22日(日)	

※育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する正規職員です。任期はおおむね10か月以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて設定されます。合格者の名簿登載期間は3年間です(その間、職員の育児休業が発生した場合に採用について連絡をします)。職員の育児休業の取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。

平日に行う入学式と卒業式はあり得ないそうです。そして、日本では、小学生がお茶や水が入った水筒を学校に持っていきますが、お茶を飲む文化がない外国人の親は、子どもの水筒にジュースを入れることがあります。

また、多くの西洋人は常に土足で過ごしているため、日本の学校では上履きが欠かせないことすら分からない人もいます。実は、私も来日してから初めて上履きの存在を知ったので、学校に入る前、上履きに履き替える子どもの姿を初めて見たときはびっくりしました。

その他に、集団登校や部活など、日本の学校に特有の仕組みがあると思います。外国人の子どもが日本の学校生活に慣れるために日本語の学習が必要ですが、外国人の親が安心して自分の子どもを学校に通わせるように、ルールや環境、教育制度を説明していただく配慮を継続して行うことが大切だと感じています。自分が生まれた国と違う学校の生活は、親子ともに知らないことが多く複雑な経験です。皆さんのお子さんが通っている学校に、戸惑っている外国人の親を見かけたら、優しく声をかけてくださるととても嬉しいです。

【彦根市国際交流員 ナターリヤ】



7月は青少年の非行・被害防止に取り組み強調月間

市では、青少年が非行に陥ったり、犯罪などの被害に遭ったりしないように、青少年育成市民会議やPTAを中心に、見回りや声かけを行う初発型非行防止巡回指導を推進しています。また、青少年指導員や少年センターの職員が街頭指導を行っています。青少年の非行・被害防止の取り組みを家庭や地域から進めましょう。

第67回社会を明るくする運動

標語と作文 特選作品紹介

- 標語・小学校
北川 凜菜さん(城東小学校6年)
つながって
笑顔あふれる
愛のまち
- 標語・中学校
中川 甘母さん(鳥居本養護学校2年)
大丈夫
君は一人じゃ
ないから
大丈夫
- 標語・一般
野洲 令子さん(古沢町)
見守ろう
どの子ども
地域の子
大事な
- 作文・中学校
安田 絢光さん(鳥居本中学校1年)
「言葉の中にある心を大切に」

問い合わせ先 団子ども・若者課 ☎49・2251番、FAX26・1768番

ナターリヤの部屋

第36回



日本の学校は独特?

近年、日本で暮らす外国人の人数が増えています。外国人住民が増えると、日本の小・中学校と高校に通う外国人の子どもも増えていくと思います。日本で生まれ、ずっと生活してきた日本人の家族にとっては、日本の学校の環境、行事やルールなどが日常茶飯事で、驚くことがあまりないかもしれませんが、外国でしか教育を受けたことがない外国人の親子には、日本の学校がとても独特で、分かりにくいことが多いと思います。

例えば、国によって学校の行事は異なりますし、似ているような行事があったとしても、日本と同じように行われるわけではありません。日本の学校で毎年行われる入学式は、ブラジルの学校では基本的に行わないので、新しい学年が始まる日は学生がいつも通り授業に出るだけです。

一方、フランスなど共働きの家庭が多い国では、親が参加する学校行事は必ず土日に行われるので、

広報ひこね6月15日号表紙の『第67回「社会を明るくする運動・青少年健全育成」彦根市大会』(7月2日(日)開催)の講演の講師が変更になりました。

講演
みんなちがってみんないい
～極度の絶対音感に悩まされて～
講師
う～みさん(シンガーソングライター)

プロフィール
幼少期から歌手を夢見ていたが、19歳の誕生日前日に事故で頸椎を損傷し、全身に障害のある身になる。音楽によって心身が回復した経験を通して、現在は被災地支援活動をはじめ、全国の学校や老人ホームへの慰問などを行っている。



問い合わせ先 団社会福祉課 ☎23-9590、FAX26-1768

7月25日(火)まで 【国宝・彦根城築城410年祭関連事業】
「能面再興の立役者 近代の名工・中村直彦」
東京美術学校で彫刻を学んだ中村直彦(1877~1945)は、伝統を踏まえつつ、新たな感覚の能面を制作しました。能を愛好した井伊家15代直忠(なおただ)(1881~1947)は、そのパトロン一人です。本展では直彦の能面とその活動を紹介しします。

7月28日(金)~9月5日(火)
「日本刀鑑賞のススメ -井伊家伝来名刀尽-」
独特の反りをもつ日本刀。武器としての機能はもちろん、その美しさは国内外から高く評価されています。本展では、井伊家伝来の刀剣を通して、日本刀の見方と魅力を紹介しします。



▲太刀(たち) 銘(めい) 国宗(くにむね)【備前二代(びぜんにだい)】

ギャラリートーク

7月29日(土) 11:00~11:30、14:00~14:30

※事前申込:不要 場所:展示室1

観覧料が必要

— 常設展示の名品 —
常設展示「ほんものとの出会い」では、譜代大名筆頭・井伊家に伝来した名宝を中心に80点あまりを展示しています。

「ほんもの」 との出会い

7月24日(月)まで
「井伊直興新田分知証文」

正徳4年(1714)、彦根藩井伊家4代当主の直興が、彦根新田藩主となった息子の直定(なおさだ)へ宛(あ)てた証文。將軍家へ忠義を尽くすよう命じており、井伊家の将来と我が子を案(あ)じる、父・直興の心情が読み取れます。



井伊直興新田分知証文▶

7月の休館日はありません。7月25日(火)~同27日(木)は展示替えのため一部閉室しています。

文化プラザだより

チケットのお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200 (9:00~19:00)
インターネットでも購入いただけます。http://bunpla.jp/

9月18日(月・祝) 14:00 エコーホール

彦根ゆかりのアーティストシリーズ 歌のリクエストコンサート ~あなたが選ぶ、夢の100曲~

出演: 渡邊史(ソプラノ) / 松本康子(ピアノ)

ゲスト: コールほなみ、豊郷町立日栄小学校5年生

いつの時代もどんな人も、つい口ずさんでしまう
たくさん歌、唄、うた。

懐かしい童謡・唱歌から、歌謡曲、アニメソングに
ミュージカルナンバー、そしてクラシックの名曲まで、
家族全員で楽しめる、当日のプログラムを決める
のはアナタです!



渡邊 史



松本 康子

自由 [7月8日(土)9:00予約開始]
一般・友の会: 500円

※未就学児は入場いただけません。
※託児サービスがあります。

チケット販売について

【各公演 発売初日の予約の取り扱い】

※電話予約・インターネット予約のみの受付となります。
※窓口でのチケット引き取り・販売は開館日から承ります。

◎表記のチケット価格は、すべて税込価格です。

◎託児は、未就学児1人1,000円です。公演の10日前までにお申し込みください。

7月の休館日 3日月、10日月、18日(火)、24日月、31日月

ときよの玉手箱

博物館からのメッセージ

近代の能面作家・中村直彦の面「瘦女」

中村直彦(1877~1945)は、明治時代後期から昭和時代前期にかけて活躍した能面作家です。

直彦は、熊本藩の士族の三男として、明治10年に東京の細川家邸内で生まれました。代々、能を愛好した細川家に所蔵される能道具を目にする機会があったのか、直彦は、次第に能面に興味を持つようになり、12歳頃から面を彫りはじめたようです。そして、その器用さを認められ、細川家の勧めと援助を受けて、明治27年(1894)、東京美術学校(現在の東京藝術大学)の彫刻科に進学します。在学中は木彫に加え、粘土や石膏を用いる西洋の彫刻技法、塑造についても学びました。明治31年(1898)に東京美術学校を卒業した後は、肖像彫刻や建築彫刻に従事していましたが、細川家16代当主護立(1883~1970)の強い要請を受け、明治42年(1909)より能面の制作や修理を手がけるようになり、以後、能面の制作に専念しました。

▶能面 瘦女



能楽は、明治維新による幕藩体制の崩壊に伴う衰退から復興し、非常な盛況を見せていました。これに対して能面は、江戸時代以来続いた世襲面打家も途絶え、面を新たに制作する者はほとんどない状態でした。直彦はこのような状況の中で、少し早く能面作家として活動していた下村清時(1868~1922)ととも、以後の能面界をリードすることになったのです。直彦は、能面を再興した立役者の一人と言えるでしょう。井伊家15代直忠(1881~1947)は、直彦の活動を支援したパト

ロン(おもと)の一人です。能楽師に師事して生涯を能に打ち込んだ直忠は、現在彦根城博物館が所蔵する大揃いの能面・能装束を収集した人物でもあります。明治44年(1911)に発足した直彦の後援会にも、細川護立らとともに名を連ねており、直彦に面の制作を依頼するだけでなく、所蔵の面を参照させるなどして、その活動を支援しました。当館には65点もの直彦の能面が収蔵されています。

その内の一つ「瘦女」(写真)は、冥途から立ち現れた中年女性、あるいは老女の亡霊の相貌を表す面です。夫の永い不在に耐えかねて没した妻の霊や、激しい恋の執心によって死後も苦しむ式子内親王の霊などの役に用いられます。その名称の通り、頬は瘦け、眼窩は落ち窪み、目を伏せて口をわずかに開いた表情は、力なく虚ろです。

な上瞼の膨らみ、突き出た頬骨から削げた頬、口元へ続く微妙な凹凸表現、それに合わせて施された彩色が相まって、まるで痩せ衰えた人間の顔を写したかのような、生々しい相貌となっています。その表情からは、一種の凄みさえ感じられます。勿論、直彦の能面全てに、このような生々しい表現がなされている訳ではありません。しかし、この「瘦女」に見られる伝統的な能面とは異なる感覚は、東京美術学校で彫刻を学び、肖像彫刻も手がけた直彦ならではの表現と言えるでしょう。伝統を踏まえた新たな感覚の面。この特徴が、「瘦女」に端的に表れています。(彦根城博物館学芸員 茨木恵美)

写真の作品は、企画展「能面再興の立役者 近代の名工・中村直彦」で、7月25日(火)まで展示します。(期間中無休)

※特に記載のないときは、事前申込は不要で、費用は無料です。

市内の公共施設などのバリアフリーに関する情報はこちらまで
(http://bfmap.city.hikone.shiga.jp)



行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
滋賀大マルシェ 環境こだわり農産物 夏の収穫祭	7月7日(金) 11:30~13:30	滋賀大学 生協前広場 (馬場一丁目)	県内の生産者が、環境こだわり農産物や心をこめて育てた新鮮で安全な野菜、果物、加工品等を販売します。(小雨実施) 滋賀大学社会連携研究センター ☎27-1141
男性介護者のついで 「彦根こんき会」	7月10日(月) 10:30~15:00	困市民交流センター (里根町) 図書学習室	認知症の家族を介護する男性同士で語り合ひましょう。気軽にご参加ください。途中からでも参加できます。 費用:200円(昼食代は別途必要) 認知症の人と家族の会滋賀県支部(小宮さん) ☎080-3797-4530
介護家族のついで 「ほっこり」 「ほっこり・らぶ」	7月11日(火) 13:30~15:30	くすのきセンター 2階医療福祉推進ルーム (市立病院敷地内)	認知症などの家族を抱える介護者同士が、日頃の思いを共有したり、情報交換などをする会です。気軽にご参加ください。奇数月は、若年認知症の介護家族のついで「ほっこり・らぶ」も同時開催します。 費用:200円(茶菓子代、初めて参加の人は無料) 困医療福祉推進課 ☎24-0828、FAX24-5870
街中サロン	7月13日(水)、同22日(土) 10:00~15:00	「minto」(株)川地工務店 (長曾根南町)	知的障害や発達障害のある人やその家族が、悩みなどを話して情報交換をする場です。気軽に参加、みんなで交流しましょう。 NPO 法人彦根育成会 ☎24-8624、FAX49-3656
雨壺山の自然観察	7月15日(土) 9:00~12:00	集合場所: 千鳥ヶ丘公園駐車場 (平田町)	雨壺山でキノコを観察しましょう。 ※天候により中止する場合があります。 持ち物:筆記用具・雨具 費用:100円 彦根自然観察の会(渡邊さん) ☎28-3867
在宅での療養や 看取りを考える会 花かたばみの会	7月15日(土) 14:00~16:00	くすのきセンター (市立病院敷地内) 2階医療福祉推進ルーム	住み慣れたわが家で最期を迎えるために、在宅ケアや在宅医療、エンディングノートなどの情報をお伝えします。 費用:200円(茶菓子代) 花かたばみの会(井川さん) ☎・FAX22-2644
ひこねで朝市	7月16日(日) 8:00~12:00	滋賀県護国神社境内 (尾末町)	「食の安全」「地産地消」「手作り」を掲げ、地場野菜、豆腐、湖魚料理、地酒、手作り雑貨などを販売します。 ひこねで朝市実行委員会(ひこね市民活動センター内) ☎24-4461、✉hikonedeasaichi55@gmail.com
博物館夏祭り	7月17日(月・祝) 10:00~16:00	ビバシティ彦根 (竹ヶ鼻町) ビバシティホール	彦根城博物館をはじめ県内の博物館や団体が、さまざまなワークショップ(一部有料)を開催します。 博物館夏祭り実行委員会事務局(中井さん) ☎080-5885-1579
彦根市精神障害者家族会 「集まろう会」	7月18日(火) 13:30~16:00	困障害者福祉センター (平田町)	精神障害者の家族が集まり、情報交換や学習会をします。 困障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767
元気21歩こう会	7月21日(金) 9:00~10:30 (集合9:00)	集合場所: 柳川緑地公園 (柳川町)	さざなみ寄せる湖岸を歩きましょう。 費用:100円(保険代など) 「ひこね元気クラブ21」事務局(困健康推進課内) ☎080-2944-4281、FAX24-5870
幻の彦根りんご 復活200年祭	7月21日(金) 13:00~17:00	彦根商工会議所 (中央町)	江戸末期に栽培され、一度途絶えた後に市民有志の手で復活した彦根りんごの歴史や、復活までの活動を発表します。 定員:200人 費用:1,000円(前売り。詳しくはお問い合わせください) 彦根りんごを復活する会事務局(尾本さん) ☎090-1132-6713
滋賀県立大学 オープンキャンパス2017	7月22日(土)、同23日(日) 9:00~15:00 (一部16時まで)	滋賀県立大学 (八坂町)	学科説明、在学生によるトークライブ、模擬講義、キャンパスツアー、個別相談などを行います。 滋賀県立大学事務局教務グループ入室 ☎28-8243、FAX28-8472、✉nyushi@office.usp.ac.jp
図書館でイタリアカンツォーネ とオペラッチ演歌を聴く	7月22日(土) 18:30~19:30	市立図書館 (尾末町)	声楽家(バリトン)・安田旺司さんとピアニスト・神永強正さんによるロビーコンサートをお楽しみください。 彦根の図書館を考える会(久木さん) ☎28-0765
ひらめき☆ときめき サイエンス	7月23日(日) 9:30~16:30	滋賀県立大学 (八坂町)	中・高校生を対象に、琵琶湖から水生植物を採集して、植物に含まれている金属の分析を行います。定員:20人(先着順) 申込方法:7月14日(金)までに、FAXまたはEメールで申し込んでください。 滋賀県立大学生物資源管理学科准教授 原田さん ☎28-8322、FAX28-8475、✉harada.e@ses.usp.ac.jp

市内の公共施設などのバリアフリーに関する情報はこちらまで
(http://bfmap.city.hikone.shiga.jp)



※特に記載のないときは、事前申込は不要で、費用は無料です。

行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
親子で学ぼう! びわ湖水産教室	8月5日(土) ①9:15~12:15 ②13:30~16:30	園水産試験場 (八坂町)	琵琶湖の魚や水産業の魅力、水産試験場の役割について、魚の測定や試食体験などを通して理解できる公開講座です。 対象:小学生以上の児童・生徒とその保護者 定員:各部15組(1組4人まで。応募多数の場合は抽選) 申込方法:7月19日(木)までに、往復はがき、FAXまたはEメールで申し込んでください。 園水産試験場(八坂町2138-3) ☎28-1611、FAX25-2461、✉gf30@pref.shiga.lg.jp
第51回彦根城能	9月2日(土) 16:00~	彦根城博物館 (金亀町) 能舞台	人間国宝・大槻文蔵による最奥秘曲「卒都婆小町(そとばこまち)」を含む3曲をお送りします。 入場料:A席5,500円、B席5,000円 発売開始日:7月7日(金)(初日は9:00から館内販売、10:00から電話予約開始) ※入場券は彦根城博物館受付または電話で購入できます。 彦根城博物館 ☎22-6100、FAX22-6520

延べ323人の皆さんから俳句304点、短歌179点、川柳154点、冠句212点、詩16点、随筆・評論20点、小説5点、合計890点の応募をいただきました。これらの中から、特選18点、入選39点、佳作120点が選ばれました。各部門の特選は、次の皆さんです。

俳句

重機去り桜一樹の屋敷あと
風薫る窓全開の参観日
もう秘密などなき夫婦日向ぼこ
短歌

「お互いに歳とったな」と(ぼしつ)
おけらのように雪を掻きいる
鉢巻きの一人耕す涅槃西風
猿の見ている峡の焔にて
角丸くなりたる竹の物差しに
薄く残りし子の名ひら仮名

川柳

今夢の途中なんですつるし柿
点滴を続ける中で夢探す
未知の野にころがれころがれどぐりよ
冠句

心地よく 一日を満たし恙なく
寝つかれず 胸で遊ばず恋一つ
独り立ち 希望に満し弾む胸

詩

林道を走る
川音につつまれ
穴
随筆・評論
特別味のカレー
ネックレス
蚕さん
小説
(該当なし)

俳句

戸成 晴美さん(古沢町)
中島 房女さん(松原町)
日比 陽子さん(米原市)

河分 武士さん(堀町)

是沢 卓さん(大敷町)

樋口 満智子さん(長浜市)

小椋 きぬ子さん(竹ヶ鼻町)

川口 利江さん(天土郡甲良町)

大塚 しのぶさん(大敷町)

北川 泰子さん(天土郡豊郷町)

柳本 和子さん(清崎町)

池田 光雄さん(彦富町)

谷口 明美さん(西今町)

真野 美栄子さん(古沢町)

辰巳 友佳子さん(東近江市)

田中 恵子さん(日夏町)

松本 トシ子さん(西今町)

脇坂 修身さん(大敷町)

入賞者決まる! 第53回 市民文芸作品

問い合わせ先 困教育委員会文化振興室
☎23-7810番、FAX21-3080番

総合住宅リフォーム
住まいのことなら何でもおまかせ!!

屋根・外壁 塗装 月々 5,000円~(ローン有)

相続税・贈与税無料相談会
7月13日(木)午後から開催
ご予約は随時電話受付中 お待ちしております
(初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせていただきます)

TKC全国会 大辻税理士法人
担当税理士 大辻 正樹・田井 尊之

TEL 0749-23-6432(彦根税理士会)
E-mail info@ootuji.com
http://www.ootuji.com/

0120-272-852



健康だより

健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・くすのきセンター2階)
☎24-0816、FAX24-5870

不妊治療費の助成を行っています

特定不妊治療(体外受精・顕微受精)、人工授精で健康保険などの医療保険が適応されない治療費の一部を助成します。

■特定不妊治療費の助成

対象(次の全てを満たす人)

- ▶治療中および申請時に市内に住所があり、法律上の婚姻をしている夫婦
- ▶「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている人
- ▶夫婦のいずれもが市税を滞納していない人

助成額・回数 特定不妊治療(保険外診療分)に要した費用から、滋賀県の助成金を差し引いた額を、市から助成します。ただし、1回の治療に対する助成額は5万円(※以下の治療方法のときは2万5千円)を限度とします。

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	助成回数
39歳まで	通算6回まで
40歳~42歳	通算3回まで
43歳以上	助成対象外

平成27年度までに助成を受けた回数も通算されます。いずれも43歳になるまで。

※助成額2万5千円に該当する治療方法

- 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施
- 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

申請期限 「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の決定日から3か月以内

■人工授精治療費の助成

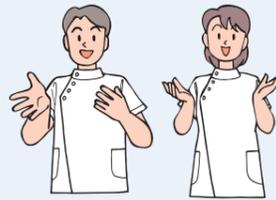
対象(次の全てを満たす人)

- ▶治療日および申請時に市内に住所があり、法律上の婚姻をしている夫婦
- ▶夫婦の前年所得の合計額が730万円未満である人
- ▶夫婦のいずれもが市税を滞納していない人

助成額 人工授精に要した自己負担の半額(千円未満は切り捨て)を助成します。助成期間は通算2年間とし、助成金額は合算して5万円です。

申請期限 平成29年度に行った治療分は、平成30年3月30日(金)まで(ただし、平成30年3月中にも治療する場合は同4月27日(金)まで)

申請と決定 健康推進課に申請してください。申請後、審査のうえ決定します。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先 健康推進課



話題のひろば



国宝・彦根城築城410年祭を記念して、6月4日に彦根城周辺で航空自衛隊ブルーインパルスの展示飛行が行われました。快晴の空にブルーインパルスが桜模様やハートなどの図形を描くと、県内外から訪れた約5万人の観客が歓声を上げました。

お笑いライブやブルーインパルスのパイロットによるトークショーなどが開催された「彦根眺城フェス」にも、ブルーインパルスのファンや家族連れなどが来場し、金亀公園など会場周辺は一日中にぎわっていました。

大勢の観客を魅了したブルーインパルスの展示飛行

消防だより



彦根市消防本部予防課 ☎22-0332・FAX22-9427

平成30年4月1日から開始 違反対象物の公表制度

「違反対象物の公表制度」とは、建物の利用者が安心して利用できるよう、消防本部が保有する重大な消防法令違反のある建物を、彦根市ホームページで公表する制度です。

制度開始の背景

多くの死傷者が発生した長崎県のグループホーム火災、広島県のホテル火災などを受けて、総務省消防庁は消防用設備などの設置基準を見直しました。

また、全国の消防本部に国民の生命、身体および財産を火災から保護するため、立入検査件数を増やすことや、違反対象物への早期是正の徹底を求めています。

消防本部でも、立入検査体制を強化し、違反対象物に早期是正を図るよう継続した指導を行っています。

しかし、人命に多大な被害が発生する重大な消防法令違反のある建物に対して、行政処分である改善命令を行うには相当の期間が必要となるため、改善までの間、建物の危険性に関する情報が利用者に知らされない状況となります。そのため、建物の利用者が自ら建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断できる仕組みとして、同制度が開始されることになりました。

違反対象物の公表は、東京消防庁で初めて実施され、平成32年には全国で運用開始されることとなっています。消防本部では、3月に火災予防条例などを改正し、平成30年4月1日から、違反対象物の公表制度を開始する予定です。

対象の建物

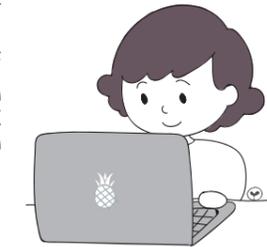
▼不特定多数の人が利用する建物(飲食店、物販売店、旅館など)
▼1人で避難することが困難な人が利用する建物(病院、福祉施設など)

対象の区域

消防本部管内(彦根市、犬上郡豊郷町、甲良町、多賀町)

対象の違反

建物の設置が義務付けられている次の消防用設備などが



設置されていないこと

▼屋内消火栓設備

▼スプリンクラー設備

▼自動火災報知設備

公表時期・内容

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合、次の内容を公表します。公表は違反が是正されるまでの間継続します。

▼建物の名称

▼所在地

▼消防法令違反の内容

建物関係者の皆さんへ

消防法令違反となる建物の多くが、無届の増築や改築、棟同士の接続、建物やテナントの用途が変更された場合などです。

建物の増築、改築や用途変更などをされる際は、事前に消防本部予防課へご相談ください。

備えよう住宅火災警報器
10年経ったら取り換えましょう!

救急車は限りある資源です。
適正な利用にご理解・ご協力をお願いします。

はじめませんか 認知症カフェ

認知症の人やその家族、医療福祉の専門職や地域の人などが立場を超えて集まることができる認知症カフェの事業者を募集します。

カフェの設置には市から補助があります。詳しくは彦根市ホームページを見ていただくか、お問い合わせください。

補助対象者 医療法人、社会福祉法人、ボランティア団体または飲食店など

場所 市内の喫茶店・飲食店(現在未設置の市南部・中部を優先)

開設頻度 月1回以上(1回の開設時間は2時間以上)

開設時期 10月から開設

スタッフの配置 認知症に関する相談対応ができる医療・介護専門職を1人以上配置すること

地域とのつながり カフェの運営に市民ボランティ

アの積極的な参加を促進すること
補助対象となる経費

▶設備整備費 15万円(初年度のみ)

▶運営費 カフェ開設1回につき3万2千円(ただし、1か月あたり6万4千円が上限)

申込期間 7月3日(月)~8月15日(火)17:00(必着)
※提案説明会(8月下旬予定)で1事業者を選定します。

認知症カフェオープンセミナー

認知症カフェの開設や運営についての説明をします。希望者は別の日程でカフェの見学ができます。

日時 7月14日(金)13:30~14:30

場所 くすのきセンター(市立病院敷地内)3階
※申込が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 医療福祉推進課 ☎24-0828、FAX24-5870



健康だより

健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・
くすのきセンター2階)
☎24-0816、FAX24-5870

すくすく ベイビー



山口しずくちゃん
(正法寺町)



小堀碧斗ちゃん
(三津屋町)



久保川茶々ちゃん
(西今町)



寺村拓海ちゃん
(外町)

市民健康診査

血圧が高い、脂質や血糖の値が高いことは、血管の壁を傷め、動脈硬化を進行させます。動脈硬化が進むと、血管が詰まったり、破れやすくなったりすることで、心筋梗塞、脳卒中、腎不全などの深刻な病気を引き起こす原因になります。これらの病気の多くは、進行するまで自覚症状がありません。年に1回、健康診査を受けて身体の状態を知りましょう。

対象 彦根市に住民登録があり、次の要件に該当する人(年齢は、平成30年3月31日が基準)

▶**健康診査**(内容は、問診、身体測定、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査、内科診察)

- ①昭和53年4月1日～平成11年4月1日生まれの人
- ②昭和53年3月31日以前生まれの生活保護受給者(彦根市に住民登録がなく、在住している人を含む)

▶**肺がん検診**

昭和28年4月1日～昭和53年3月31日生まれの人

▶**結核健康診断**

昭和28年3月31日以前生まれの人

▶**肝炎ウイルス検診**

- ①40、45、50、55、60歳の人で、過去に市の肝炎ウイルス検診を受けていない人(対象者には、5月下旬に案内を送付しています)
- ②①の年齢を除く41歳以上の人で、過去に市の肝炎ウイルス検診を受けていない人(検診の1週間前までに健康推進課へ電話かFAXで申し込んでください)

実施日	場 所	受付時間
7月24日(月)	鳥居本地区公民館	9:30~11:00
7月25日(火)		9:00~11:00
7月26日(水)	東地区公民館	9:30~11:00
7月31日(月)	グリーンピアひこね	
8月4日(金)	河瀬地区公民館	
8月7日(月)	佐和山小学校	

詳しくは、広報ひこね5月15日号と同時に配布した「平成29年度彦根市健康診査・がん検診のお知らせ」をご覧ください。

申込・問い合わせ先 健康推進課

パパママ学級

赤ちゃんのお世話(お風呂、着替えなどの体験)や交流会をします。

日時 7月29日(土) 9:30~12:00
(受付9:15~9:30)

場所 くすのきセンター1階

対象 市内に住民登録のある妊娠24週以降の夫婦

定員 18組(申込者多数の場合は、予定日が近い人、第1子の人を優先します)

持ち物 母子健康手帳、父子健康手帳

申込期間 7月6日(木)~同18日(火)

申込方法 健康推進課に電話かFAX。QRコード対応の携帯電話を使って申し込むこともできます。

その他 託児はありません。

▶パパママ学級の
申し込みQRコード



ぴよぴよサロン

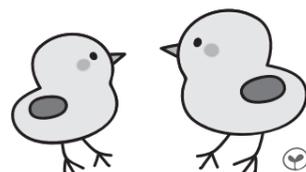
助産師を囲んで子育ての楽しさや悩みなど、何でも気軽に話しましょう。

日時 7月26日(水)
10:00~11:30
(受付9:45~10:00)

場所 くすのきセンター1階

対象 市内に住民登録のある2~3か月児とその保護者

持ち物 母子健康手帳、バスタオル(おくるみも可)



健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・
くすのきセンター2階)
☎24-0816、FAX24-5870

健康だより



がん検診・骨粗しょう症検診(集団検診)

7月3日(月)から8月、9月のがん検診の予約が始まります。

希望する人は、**予約専用電話24-3719**または**FAX24-5870**から予約できます。

▶7月3日(月)は多数の申し込みが予想され、電話がつながりにくくなる場合があります。インターネットからの予約(右のQRコードから)もご利用ください。

【男性の日程】※肺がん検診のみ受診の場合は、予約不要です。

検診日	時間帯	会 場	胃がん	大腸がん	肺がん	特定健診
8月	21日(月)	くすのきセンター	●	●	●	
9月	28日(木)		ひこね燦ぱれす	●	●	●



【女性の日程】

検診日	時間帯	会 場	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん	骨粗しょう症	特定健診
8月	9日(水)	くすのきセンター	●	●	●	●	●		
				●	●	●	●	●	
9月	2日(土)	くすのきセンター	●	●	●	●	●	●	●
	15日(金)			●	●	●	●	●	
	26日(火)	グリーンピアひこね	●	●	●	●	●		

▶KKCパック健診・集団健診ともに、他にも日程があります。詳しくは、広報ひこね5月15日号と同時に配布した「平成29年度彦根市健康診査・がん検診のお知らせ」(右図)でご確認ください。



栄養相談

~管理栄養士による食生活改善アドバイス~

健診結果を確認されましたか。血圧、血糖値、中性脂肪などが高かった人は、この機会に食生活を見直してみませんか。

日時 8月7日(月)9:00~、10:30~
(予約制、各1人)

場所 くすのきセンター2階

※上記のテーマ・日時以外にも、さまざまな栄養相談を受け付けています。

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です

近年、少子高齢化が進み、この10年で10~30代の献血者数が約30%減少しています。今後、輸血を必要とする人を支えていくためにも、若年層はもちろん、各年代層で支え合っていくことが大切です。

また、いつでも患者さんに血液を届けることができるように、定期的な成分献血と400ml献血のご協力をお願いします。

問い合わせ先 滋賀県赤十字血液センター
☎077-564-6311、ホームページ <http://shiga.bc.jrc.or.jp/>

知って防ごう! 食中毒

食中毒は、飲食店での食事が原因と思われがちですが、家庭でも発生しています。食中毒を予防するための3原則を守って、食中毒を予防しましょう。

①菌をつけない

- ▶調理の前や、肉、魚、卵を取り扱う前後、トイレやおむつ交換、鼻をかんだ後や動物にふれた後、食卓に着く前、残った食品を片付ける前には手を洗う。
- ▶包丁やまな板など、調理器具は使用のたびによく洗い、できれば殺菌する。肉や魚、野菜は別々の器具で調理する。

②菌を増やさない

- ▶食品は、できるだけ早く冷蔵庫に保存する。
- ▶冷蔵庫に入れても細菌は増殖するので、作った料理は早めに食べる。

③菌をやっつける

- ▶食品の中心部までしっかりと加熱する(中心部を75℃以上で1分以上)。
- ▶包丁、まな板、ふきんなどは、熱湯で消毒し、よく乾燥させる。台所用殺菌剤の使用も効果的。

問い合わせ先 健康推進課

第1回 ひこね景観サイン賞 優れた屋外広告物を募集します

まちなかには、看板やサインなど屋外広告物があります。優良な意匠を有し、素材や規模、色彩、形態が良好な景観の形成と風致の維持に寄与していると認められる屋外広告物を「優良意匠屋外広告物」として指定するため、作品を募集します。

- 対象** 市内に表示されている屋外広告物
(貼り紙、貼り札、立看板、ラッピング車両などは対象外)
- 表彰** 彦根市景観審議会にて審査し、大賞、優秀賞、特別賞を決定します。
(受賞発表は平成30年2月頃の予定です。)

募集期間 7月1日(土)～8月31日(木)

応募方法 応募申込書に必要事項を書いて、**市計画課窓口に提出するか、郵送またはメールで送付してください**(申込書は、市計画課、支所、各出張所にあります。彦根市ホームページからダウンロードすることもできます)。

その他

- ▶一人何作品でも応募できます。
 - ▶受賞対象者(広告主、設計者、施工者)は、市内外を問いません。
 - ▶受賞作品は、市で景観まちづくりの啓発資料として活用することがあります。
 - ▶屋外広告物の許可申請の対象に含まれない、面積の小さな看板なども応募できます。
 - ▶応募書類と添付写真の著作権は、市に帰属するものとし、返却しません。
- 詳しい内容などは、お問い合わせください。

問い合わせ先 市計画課景観・まちなみ保全室 ☎ 30-6124、FAX24-8517、
✉ toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

屋外広告物って？
看板など、屋外に設置され、公衆に向けて、常時または一定期間継続して表示される広告物のことです。

市役所本庁舎を仮庁舎に移転します

市役所本庁舎(元町)の耐震化工事に伴い、8月14日(月)から彦根駅西口仮庁舎(大東町、アル・プラザ彦根3階の一部と4階)に移転します。移転作業は8月11日(金・祝)～16日(木)に行います。移転後の通常業務開始日やフロア配置などは、広報ひこね6月15日号をご確認ください。

詳しい内容などは、広報ひこねや彦根市ホームページで随時お知らせします。

市民の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ先 市公有財産管理課庁舎耐震化推進室
☎ 30-6114、FAX30-6147



今できる 準備をしましょう

災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。また、近年は地震や風水害のほか、原子力など災害の種類も多様化しています。

事前に備えておくことが、万が一のとき、あなたや家族の命を救うことに繋がるかもしれません。起こってからでは遅いのです。災害に備えて、今できる準備をしておきましょう。



人口と世帯数

平成29年6月1日現在

人口	112,681人 (+24)
男	55,734人 (+23)
女	56,947人 (+1)
世帯数	46,655世帯 (+50)
() 内は前月との比較	

今月の表紙